

令和 7 年

## 第7回大津町議会臨時会会議録

開会 令和 7 年 8 月 18 日

閉会 令和 7 年 8 月 18 日

大津町議会

## 諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告



## 会議に付した事件

議案第47号	総合体育館空調整備工事請負契約の締結について
議案第48号	大津町立室小学校校舎体育館屋根外壁等改修工事（建築）請負契約の締結について
議案第49号	土地の取得についての議決事項の一部変更について

議事日程（第1号） 令和7年8月18日（月） 午前11時00分 開会  
開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 議案第47号 総合体育館空調整備工事請負契約の締結について  
日程第5 議案第48号 大津町立室小学校校舎体育館屋根外壁等改修工事（建築）  
請負契約の締結について  
日程第6 議案第49号 土地の取得についての議決事項の一部変更について  
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前11時00分 開会  
開議

○議長（坂本典光） ただいまから、令和7年第7回大津町議会臨時会を開会します。  
なお、教育部境次長より欠席の届出があっておりますので報告いたします。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（坂本典光） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番三宮美香議員、12番山部良二議員を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

○議長（坂本典光） 日程第2 会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。  
御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長（坂本典光） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（坂本典光） 日程第3 諸般の報告をします。  
本日の議事日程並びに報告内容については、議席及びタブレットに配付のとおりです。

## 日程第4 議案第47号から日程第6 議案第49号まで一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長（坂本典光） 日程第4 議案第47号、「総合体育館空調整備工事請負契約の締結について」から日程第6 議案第49号、「土地の取得についての議決事項の一部変更について」までの3件を一括して議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました議案第47号から議案第49号までの3件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し会議で審議を図りたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂本典光） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号から議案第49号までの3件は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町長（金田英樹） 皆さん、こんにちは。今回の臨時会に提案しました案件の提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第47号「総合体育館空調整備工事請負契約の締結について」ですが、令和7年7月1日に、条件付き一般競争入札の公告を行い、7月25日に入札を実施しました結果、上田・共栄建設工事共同企業体、代表者熊本県熊本市南区平田2丁目8番24号、株式会社上田商会代表取締役、上田修司様と2億3千430万円で、工事請負契約を締結したいと思うものです。

次に、議案第48号「大津町立室小学校校舎体育館屋根外壁等改修工事（建築）請負契約の締結について」ですが、令和7年7月1日に、条件付一般競争入札の公告を行い、7月25日に入札を実施しました結果、長田建設株式会社・有限会社上田建設建設工事共同企業体、代表者熊本県菊池郡大津町大字陣内1356番地、長田建設株式会社代表取締役、長田宏二様と2億4千189万円で、工事請負契約を締結したいと思うものです。

議案第47号及び議案第48号は、予定価格5千万円以上の工事の請負ですので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第49号「土地の取得についての議決事項の一部変更について」は、仮称大津北部工業団地の用地として、随意契約により、新たに3名の共有名義人と土地売買仮契約を締結したことに伴い、令和7年第5回大津町議会定例会議案第37号にて議決し、令和7年第6回大津町議会臨時会議案第45号にて一部変更を議決いただいた「土地の取得について」の議決事項に1筆の土地を追加するものです。

工業団地用全体で1件5千平米以上、予定価格700万円以上の土地購入となるため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3

条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御議決を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（坂本典光） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 皆さん、こんにちは。議案第47号、「総合体育館空調整備工事請負契約の締結」につきまして、御説明申し上げます。

議案集は1ページと2ページ、説明資料集は1ページから4ページをお願いいたします。

今回の契約案件の工事概要につきましては、後ほど教育部長が説明いたしますので、私からは入札に関する事項につきまして御説明申し上げます。

契約の相手方の選定につきましては、大津町一般競争入札等に係る事務手続処理要領に基づき、条件付一般競争入札により実施いたしました。

説明資料集の1ページをお願いいたします。

建設工事の種類は機械設備工事で、大津町特定建設工事共同企業体事務取扱規程に基づき、構成員数2者の特定建設工事共同企業体への発注工事としております。代表構成員は、県格付（管）A、構成員2は、管工事の経営事項審査総合評定値600点以上としております。

営業所の所在地は、代表構成員は、熊本県内に主たる営業所（本社）を有すること、構成員2は、町内に主たる営業所（本社）を有することとしております。

施工実績に関する要件といしまして、代表構成員は、平成22年度以降、元請けとして日本国内において完成した機械設備工事で、請負金額が1億4千万円以上の施工実績を有することとしております。

また、配置予定技術者に関する要件といしまして、代表構成員は、①左記の施工実績に関する事項の条件を満たす工事で、監理技術者、主任技術者または現場代理人としての施工経験を有すること。②機械設備工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。構成員2は、①機械設備工事に係る主任技術者又は監理技術者。また、全構成員が、①当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が連続して3カ月以上ある者。とし、これら全ての条件を満たす技術者を専任で配置できることとしております。

令和7年7月1日に条件付一般競争入札の公告を行い、入札参加資格を確認し、7月25日に入札を実施いたしました。

説明資料集は2ページをお願いいたします。

入札結果について御説明いたします。入札参加者は2者で、入札金額、入札比率、予定価格等につきましては、記載のとおりでございます。

入札の結果、上田・共栄建設工事共同企業体、代表者熊本県熊本市南区平田二丁目8番24号、株式会社上田商会、代表取締役上田修司様が、2億1千300万円で落札され、契約金額は2億3千430万円となっております。

工期は議会議決承認を経て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から令和8年3月13日までとしております。

続きまして、議案第48号、「大津町立室小学校校舎体育館屋根外壁等改修工事（建築）請負契約の締結」につきまして、御説明を申し上げます。

議案集は3ページと4ページ、説明資料集は5ページから8ページをお願いいたします。

今回の契約案件の工事概要につきましては、こちらも後ほど教育部長が御説明いたしますので、私からは入札に関する事項につきまして御説明申し上げます。

契約の相手方の選定につきましては、大津町一般競争入札等に係る事務手続処理要領に基づき、条件付一般競争入札により実施いたしました。

説明資料集の5ページをお願いいたします。

建設工事の種類は建築一式工事で、大津町特定建設工事共同企業体事務取扱規程に基づき、構成員数2者若しくは3者の特定建設工事共同企業体への発注工事としております。代表構成員は、町格付建築A、構成員2は、町格付建築B又はC、構成員3は、町格付建築Cとしております。

営業所の所在地は、全ての構成員が大津町内に主たる営業所（本社）を有することとしております。

施工実績に関する要件といたしまして、代表構成員は、平成22年度以降、元請けとして日本国内において完成したRC造、S造又は木造の建築一式工事で、請負金額が1億5千万円以上の新築、増築、改築又は改修工事の施工実績を有することとしております。

また、配置予定技術者に関する要件といたしまして、代表構成員は、①左記の施工実績に関する事項の条件を満たす工事で、監理技術者、主任技術者または現場代理人としての施工経験を有すること。②建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

構成員2、構成員3は、①建築一式工事に係る主任技術者又は監理技術者。また、全構成員が、②当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が連続して3カ月以上ある者とし、これら全ての条件を満たす技術者を専任で配置できることとしております。

令和7年7月1日に条件付一般競争入札の公告を行い、入札参加資格を確認し、7月25日に入札を実施しました。

説明資料集は6ページをお願いいたします。

入札結果についての御説明になります。入札参加者は4者で、入札金額、入札比率、予定価格等につきましては、記載のとおりでございます。

入札の結果、長田建設株式会社・有限会社上田建設建設工事共同企業体、代表者熊本県菊池郡大津町大字陣内1356番地、長田建設株式会社、代表取締役長田宏二様が、2億1千990万円で落札され、契約金額は2億4千189万円となっております。

工期は議会議決承認を経て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から令和9年2月26日までとしております。

以上で説明は終わります。よろしくお願ひいたします。

○議 長（坂本典光） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） 皆さん、こんにちは。私のほうからは、議案第47号及び議案第48号の工事の内容について御説明いたします。

議案集は1ページから2ページ、説明資料集は1ページから4ページとなります。説明資料の2ページをお願いします。

表の2列目、工事内容です。工種は機械設備工事で、総合体育館メインアリーナ1階にガス式自立型エアコン1式、2階に電子式床置型エアコン1式、サブアリーナには、輻射式パネルと壁掛エアコン1式とガス式自立型エアコン1式を整備しますが、緊急防災・減災事業債を活用し、災害発生時における指定避難所としての機能強化、また、体育館利用者の快適性向上、熱中症対策にも資するものとなります。

表の4列目で工期をお示ししておりますが、竣工期限を令和8年3月13日までとしています。

説明資料集の3ページをお願いします。

1階平面図を御覧ください。メインアリーナ1階部分は、電気の供給が止まった際にも運用可能なガス式の自立型エアコンを整備します。フロアの隅4カ所の器具庫にそれぞれ天井埋込ダクト接続型の室内機を2基ずつ設けて、既存の通気口から送風を行うとともに、観客席床下、これを利用して12台の天井埋込カセット型室内機を設置します。

2階平面図を御覧ください。2階メインアリーナ部分は電気式床置型エアコンを観覧席の後方通路に12台、また、地中熱空調設備のダクトが、観覧席の座面下に設けてありますので、これを活用した電気式床置ダクト型室内機2系統と、西側、図面では左の側面になりますが、天井埋込ダクト型室内機2台を設けアリーナ通路の上部から送風を行います。

左のサブアリーナについては、平面図左上の青い四角付近が器具庫となります。こちらにはガス式の自立型エアコンにて、天井埋込ダクト接続型の室内機を3基設置し、新設する吹き出し口1カ所から送風を行います。また、東西の壁面には、壁掛型エアコンと輻射パネルを連結した室内機8台を整備します。

4ページに工程表をお示ししていますが、議決をいただいた後には、速やかに請負者との工程管理を打ち合わせ、工事による体育館の閉館日数を、安全性を担保した上で最小限に抑制し、できるかぎり利用者の開放機会を確保するよう努めてまいります。

次に、議案第48号になります。

議案集は3ページから4ページ、説明資料集は5ページから8ページとなります。説明資料集の6ページをお願いします。

表の2列目、工事内容です。今回の改修工事は令和7年度と令和8年度の2カ年度で、建築から36年を経過する室小学校の校舎と体育館を予防保全の観点から改修を実施するものです。令和7年度のⅠ期工事では体育館と特別教室棟、令和8年度のⅡ期工事では、管理・普通教室棟、北側の普通教室棟、渡り廊下のそれぞれ防水改修工事、外壁改修工事、天井改修工事、塗装改修工事、屋根改修工事を行うものです。

表の4列目、竣工期限は令和9年2月26日までとしております。

説明資料の7ページをお願いします。I期工事とII期工事の位置は、図面にお示しのとおりです。

図面のページの右上、上から5行目、工事概要です。初めに、校舎についてですが、屋根改修工事では、落下の危険性のある校舎の瓦屋根を軽量なガルバリウム鋼板に葺き替え防災機能を強化し、陸屋根部分については、アスファルト防水による改修を行います。外壁改修工事では、劣化が確認された躯体の補修及び建具廻りのシール打ち替えを行った上で校舎全体の外壁塗装を実施し、内装工事では、天井部分の改修を行います。

体育館については、カバー工法による屋根改修工事を行い、外壁改修工事については、校舎と同様に劣化部分を改修した上で体育館全体の外壁塗装を実施し、内装工事では、更衣室等の雨漏りによる天井の劣化を改修します。

8ページをお願いします。こちらでは工程表をお示ししております。

今後とも、予防保全の観点を持ち、学校施設を健全な状態に保ちながら、児童生徒にとって安心安全な学校環境となるよう努めてまいります。

説明は以上です。

○議長（坂本典光） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） 皆さん、こんにちは。私からは議案第49号、「土地の取得についての議決事項の一部変更について」を御説明させていただきます。

議案集は5ページから9ページ及び説明資料集は9ページから12ページを御参照ください。

本議案は大津町杉水に計画しております（仮称）大津北部工業団地の用地として土地を新たに取得するものです。令和7年第5回大津町議会定例会で御議決いただきました議案第37号「土地の取得について」の議決後、令和7年第6回大津町議会臨時会、議案第45号で一部変更の御議決をいただきましたが、新たに仮契約が整った土地があるためこれを議決事項に追加する必要が生じたものとなります。

議案集6ページを御覧ください。

1 土地の所在地に記載しておりますとおり、今回新たに1筆の畠を工業団地用地に追加取得するものとなります。

説明資料集11ページをお開きください。今回は一番左の番号欄にあります44番の一筆を新たに追加取得するもので、43番までの土地についてはすでに議決をいただいたものとなっております。

再び議案集の6ページにお戻りください。中段で3面積合計に記載しておりますとおり、新たに追加する土地を含めて9万2千318平方メートルが9万2千985平方メートルに増加となります。

また6取得予定価格が8億4千9万3千800円が、8億4千616万3千500円と増額になるものです。なお、予定用地全44筆のうち、今回の追加をもって全ての用地の取得が完了することとなります。本議案は地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産

の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき全体で1件5千平方メートル以上で予定価格700万円以上の土地を購入するため議会の議決を求めるものとなります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（坂本典光） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山本議員。

○13番（山本富二夫議員） 総合体育館の空調整備工事、請負の件について質問させていただきます。ここは現在今地下熱暖房という機械がありますよね。あれが今回の工事ではどのような取扱いになるのかということです。もう撤去されるのか。そのまま撤去しないで別にどうもないんであれば、工事代金かからないんでそのままおいておくのか。その件についてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（坂本典光） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） 山本議員の質疑にお答えします。

地中熱につきましては、新エネルギーの制度を活用してやっております。地中の熱を吸い込んで空気を喚起するという仕組みです。今回エアコンのほう整備しますが、この地中熱のほうの配管も存置いたします。エアコンを使っていないときには、常に空気を循環させて地中熱の機能自体は活用する方向で考えております。

以上です。

○議長（坂本典光） ほかにございませんか。

大塚議員。

○10番（大塚益雄議員） 第47号について質疑いたします。一つ目は利用者にとってはですね、この空調ということではほんとにありがたいということで、喜んでおられると思います。また、いいことだと思います。その中でですね、空調工事が7カ月ということで、その間は安全を確認して解放というかたちでよろしいですよね。それが一つと、もう2点目は確認の意味でですね、4種類かのエアコンが導入ということなんですが、その空調についての競技の問題ですね。例えばシャトル、バトミントンのシャトルですね、こういった影響がないのかとあと卓球ですね、球こういったプレイに影響がないかどうか、それについて確認をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本典光） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） 大塚議員の質疑にお答えします。

まず工期のほうが7カ月あるんですが、まず機器のほうは機械を発注して機器を製造します。そういう製造、できた品物がこないと実際に据付工事とかができませんので、落札業者が決まってそういうものを確認しながら解放できる時間がいつからいつまでということを広く住民の方に明示していきたいというふうに考えており、かつできる限り体育館使える部分にはしっかり使っていただこうというふうに考えております。それと競技への支障なんですが、主にサブアリーナのほう

はバドミントン卓球のほうをされています。活用としては多いです。そういう中で今回輻射パネルを使ったエアコンを設置しております。輻射パネルは本体そのものが冷えて空気を冷やすという仕組みになっております。そういうところでバドミントン、卓球あたりには配慮したつくりとなっています。またメインアリーナのほうは、2階にもエアコンを設けて一旦2階からも吐き出しながらその空気が下に下りることである程度競技への影響は少ない運用が可能になると思いますので、実際運用しながらですね、競技団体あたりもお話を聞いて最後検証のほうはしていきたいというふうに考えております。

○議 長（坂本典光） ほかにございませんか。

田代議員。

○7番（田代元氣議員） 私も47号についてですが、たぶんエアコンつけることによって利用料はですね受益者負担なんで、利用される方に負担していただくと思うんですけど、どのくらいの費用負担が増えてくるのかを説明いただけたらと思います。

○議 長（坂本典光） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） 受益者負担、確かに電気代それとガス式だったらガス代というのが今後発生していくことが予想されます。1日8時間それと月に20日使用、5、6月、11月はなしのところでだいたい1千万円近く電気代、ガス代がかかってくるようなかたちです。ただそれは20日間、8時間フルに使った状態なので実際運用としてはまだ減ってくると思います。そういったことから当然今の体育館の使用量に上乗せということではエアコンを使わない方にも料金がのってくるかたちになりますので、そこに関しては現在生涯学習課を中心に今検討段階です。なるべく早めに料金のほうは案をお示しして、また条例改正が必要であればそちらのほうをお願いするようなかたちになると思いますけれども、実は今日もスポーツ団体との協議がありますので、そういった中でいろんな意見聞きながらですね料金設定のほうは今後検討していきたいというふうに考えてます。

○議 長（坂本典光） 田代議員。

○7番（田代元氣議員） 再度質疑しますけど、受益者負担でオーツスなんかエアコン使ったらエアコン代がいくらで別にかかるんですけど、例えば社会体育、子どもが使う場合ですね、大人が趣味で使う場合と同じ金額をとるのはちょっとどうかなと思いますんで、その辺りについても子どもが使う場合は、ちょっと減免するとか、そういうことをもうちょっと考慮して子どもたちの団体が使いやすいような運用をしていただきたいと思いますけど、その辺りについてどのようにお考えかなと思って。お願いします。

○議 長（坂本典光） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） 特にお子さんたちが使うということで配慮すべき事項ではないかという御質疑だったかと思います。我々もそこら辺はそういう認識でありますので、今後料金を検討する中で様々意見を聞いてまたしっかり検討していきたいと思います。

○議 長（坂本典光） ほかにございませんか。

大塚勝二議員。

○4番（大塚勝二議員） 私も体育館の空調について質問したいんですけども、いろいろ考えられて設置してあるんですけども、その先行事例というかですね、他の自治体で同じようなものを持ったところ設置したところで、事例があるのか。それとそういうところで問題点とかそういうのが出ていると思うんですけどもそういうところをどうやってクリアしてるかとかですね、そういうところをお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（坂本典光） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） 先行された事例があればという御質疑だったかと思います。基本的には以前はA重油というやつを使って冷暖房設備を造っているところはあったんですけども、そこら辺も今は電気式のほうに変わっていたりガス式に代わっていたり、あるいはうちみたいなハイブリッドになっていたりということでここはちょっとまちまちです。菊陽町は一応電気と輻射パネルを使った体育館ということでどこも冷暖機能自体は十分に機能しているというお話は聞いてますが、特に不具合がどうかというのは我々もまだ掴んでいないところです。今後よその状況も事あるごとに悪い部分も含めてお聞きしていきたいというふうに思います。

○議長（坂本典光） 大塚勝二議員。

○4番（大塚勝二議員） 再度質問します。先ほども大塚議員のほうから出ましたけども、やっぱり使用する側ですね、いろんな種目がありますので、その辺りがものすごく空調の風とかそのあたりというのを気にされてますし、そういうところも情報収集されて対応のほうお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（坂本典光） ほかにございませんか。

佐藤議員。

○15番（佐藤真二議員） 47号、48号についてお尋ねをしたいと思います。

まず資料で言うと1ページ目にあたるところで、参加資格の要旨のところですけども、これに関してのタイトル表題ですね。競争入札参加資格であるんですけども、説明の中では条件付一般競争入札ということで、この資料の中に入札の形態がどうだったかということが記されていないんですね。そういうもので説明すべきことではないかと思いますので、そこは一つ注文をつけたいと思います。

中身はですね、まず代表構成員として平成22年度以降ということで実績を求めておりますけれども、先ほどの東部清掃工場の解体に関しては10年間の実績だったですね。これは10年、15年というのはどのようにして15年ということにされたのかということをまず一つです。それから47、48共通の話ですね。47号の中では、もしかしてこの後受電設備の工事があるのかなとちょっと見たんですけども、もしそれがないのであれ、そこまで含んだ工事であるとすれば工事請負費の中の設備、機器の部分と工事の部分、大まかに分けてそこの割合というのがどのくらいだったのかと。つまり機器のほうが大きいんであれば機器メーカーを前にたてた入札というかたちもあ

り得たんじゃないかなということですね。そういう選択にならなかつた理由。機器のほうが高い場合ですよ。そういう理由についてお尋ねをしたいということ。もし受電設備の工事、これで工事が全部ということであれば予算の工事請負費が3億9千万円なんですね。それに対して予定価格が2億3千400万円、500万円ぐらいですかね。大体60%ぐらいということで、予算と予定価格のギャップが大きすぎる、これは48号に関しても同じです。ここについてなぜそれほどの開きがあるのかということについてをお尋ねをしたいです。

それから先ほどどのくらい実際利用者に影響が出ますかという話でスケジュールの話がありますけど、この工程表というのはあまりにも説明として中身が見えなすぎやしないかということです。3月の全協では工事等のスケジュールというのはいただいているんですけども、少なくともこの工程表の中でどのくらい利用者に影響が出るのか、あるいは学校に関しては工事のやり方次第では多分足場組んで幕建てたりするんであればですね、教室の授業に影響が出るわけですから、そういう影響というのはきちんと軽減されるような措置がとられているのか。そのくらいのことが判断できる程度の工程表は出していただきたいなというふうに思うところで、そこについても説明をお願いしたいと思います。

最後に48号に関してですけれども、入札参加者の3番目に記載の肥後木村組さん岩下建設さんに関しては、入札が無効ということになっているんですけども、この無効の内容に関して教えていただきたいと思います。いくつかお尋ねしましたけども、お願いいたします。

○議長（坂本典光） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） まず説明資料の作り方についてですけど、競争入札で条件付というのが抜けておりましたので、今後そちらについては気を付けていきたいと思います。

続きまして2点目が22年度以降の実績ということですけど、こちらにつきましては、県の入札のほうと合わせまして15年間の期間を見るということで県のほうも以前は10年間だったんですけど、15年に延ばしておりますので、それにあわせて22年度以降ということにしております。

続きまして、3点目につきましてですけど、3点目につきましては、電気設備の発注がどうなっているかということですけど、こちらにつきましては、今回契約案件2本と一緒に条件付指名競争入札で入札公告を行ったところですが、応募者がいませんでしたので、また再度条件を組みなおして入札をする予定としております。その上で予算額とも違ったかたちになっているところです。

次に最後になりますけれども、室小学校の入札金額の無効とはどういうものかという御質問についてですけど、こちらにつきましては、入札のときにはですね、入札金額の妥当性を図るために判断するためにですね、入札書とともに工事内訳書こちらを提出していただいております。その工事内訳書に記載された金額が入札書に記載された金額と相違するものがございましたので、計算書のほうが間違ってたということで無効となっております。

私のほうから以上です。

○議長（坂本典光） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） 佐藤議員の質疑にお答えします。

まずこの47号、空調のほうなんですけれども、機器と手間のほうどちらが比重的に多いかということなんんですけど、通常であれば地場育成ということで手間も含めて機器も含めて発注をかけている状況です。今手持ちではっきりと何%、何%とお示しはできませんが、基本的にはメーカーではなくて手間のほうが多くて今回管工事のほうで発注をしているような状況です。

それと予算等実際の乖離ですね。3億9千万円に対して今回が2億3千400万円、こちらについても当然キュービクル新しく設けなくてはいけませんので、電気設備工事がまた入ってまいります。それと、先ほども申し上げましたように新しい通気口とかそういった建築工事も一部入ってきますので、そういうたのもも含まってまいります。そこを加味すると3億5千万円から6千万円ぐらい全体ではそういうたたちになってくると考えております。

同様に48号の室小学校についても予算が全体で3億3千500万円、そして建築が2億4千万円、これに電気関係そういうものが入ってきますのでこれで大体2億9千ぐらい、あとは建物の状況を見て悪いところがあれば追加工事等もあるかというふうに考えております。そういうたところです。スケジュール工程表につきましては、御指摘のとおりだと思います。今後もうちょっとしっかりとわかりやすいような工程表を説明資料として準備していきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひします。

学校の使用度についてはですね、確保しながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（坂本典光） 佐藤議員。

○15番（佐藤真二議員） 今回の工事はですね、全体の工事の中では一部だということで予算にしてもかなり予算に対する工事費の割合が低く見えるということだと思うんですけども、その場合は後残っているのが何なのかとか、全体像がわかるような御説明をお願いしたいなと思いますので、今後お願ひいたします。

○議長（坂本典光） ほかにございませんか。

村山議員。

○5番（村山龍一議員） 議案第47号について質疑いたします。

説明資料の2ページを御覧いただいてよろしいですか。こちらが入札の結果になっています。入札参加資格者が2者ということで入札率が99.76%、次の48号については96.31%ということで非常に競争原理がどんなんなんだろうかということで質疑いたします。

1ページを御覧ください。1ページの施工実績に関する事項で構成員がこの説明のとおりなっていますが、ちょっと条件が厳しいから入札参加が少ないんじゃないかなということで質疑いたします。それで、もうちょっと条件の緩和があれば競争原理が働いて入札参加資格者が増えて競争が働くんじゃないかなということで質疑いたします。

○議長（坂本典光） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 村山議員の質疑に御説明させていただきます。

当該工事の入札につきましてですが、今回代表構成員の格付を管工事県格付Aとしたのはですね、管工事で1億4千万円以上の施工実績を有する事業者が分布するランクとしたもので条件とし

てはそう厳しいものではないと考えているところです。ただし入札参加者が少なかったのにつきましては、やはり多いほうが競争が働いて低価格になるのでいいかと思いますけど、理由として今回少なかった理由としましては、管工事県格付Aの事業者にとって今回の工事は中規模であり、同時期の大型工事との競合や労働力が不足している現状では、魅力が低かったのかなと考えているところです。また町内の事業者とのJBを組まなければなりませんので、その調整や利益配分等が難しかったのではないかと考えているところです。

○議長（坂本典光） 村山議員。

○5番（村山龍一議員） 再質疑いたします。

今回は県の条件にあわせたということですが、今後こういったことで入札条件について緩和したりとか、そういうことを行う予定はあるかどうかの質疑です。

○議長（坂本典光） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） やはり入札参加者のほうが多いほど、落札が低くなることが考えられますので、引き続きですねJV要件など参加条件のあり方や、JVを組むための機関こういったものを十分確保できるよう検討していきたいと考えております。

○議長（坂本典光） ほかにありませんか。

時松議員。

○8番（時松智弘議員） 議案第49号についてお尋ねをいたします。

これでですね議会での説明資料もいただいておりますが、工業団地を造成するにあたっての契約予定総面積をこれで全て町が入手をしたということでありまして、土地の取得がしっかりと決まるまでは私はこの質問をしないつもりでおりましたので、やっとできるなと思っておりますが、要はですね、工業団地を造る、工業団地を無計画にという言い方はちょっと変ですけれども、副町長内田さんがおられてですね、県の話をしますけれども、県が工業団地を造っても企業がなかなかこなくて売れなかつたてことはあったんですよね。そういうところは企業誘致というのは非常に難しい状況というのは続いていた。しかし今この工業団地については先般行われました菊池広域連合による議員のなんですかね、勉強会の中ではですね、すでに買い手はついているという県側の資料があったと思います。私そこで見ましたよ、ああそなんだということだったんですけども、何をこれを言っているかと言いますと、結局今町民の焦点は工業団地ができるかできないかではなくってますね。何がくるのか、どのような企業がくるのか。半導体の製造企業がくるのか。半導体のサプライチェーンがくるのか。それとも物流倉庫を管理する会社がくるのか。何ができるのかわからぬということで次の疑問というか、クエスチョンというのが出てくると思います。それにお答えいただけれる範囲でお答えいただければと思うのが1点、もう1点ですが、この開発行為というのはですね、非常に設計をされる方、建設をされる方が十分に環境に配慮してやっているのにも関わらず反対運動がおきますね。必ずおきます。地下水をかすめ取っていくとかですね、土壤を汚染していくとかですね、様々な意見があるんですけども、それはですね、技術、技師の方がしっかりと検討をしていただいてそういうことはないんですというのはもちろんできるんですけども、されど

ってですね、工業団地が全部コンクリートの地面になっていって、植栽とともに全くなくてという状態だと、どこに環境に配慮しているのかわからんみたいなことにもなるんですね。とこといえば地下水の涵養の話をさせていただきますと、アスファルトというのは通水性がありますけれども、更にその通水性を高めたアスファルトを施工して地下水の涵養に取り組んでいますとか、調整池のほうに水を流すと雨水を流すというシステムになっていますけれども、進出される企業に雨水浸透枠を付けてくださいとかいうそういう協力とか必要かなというふうに思っております。県はですね、確かに50ヘクタール以上の開発を行うような工業団地、あるいはそういった施設を造る場合には、100%の自分の事業の利用した地下水を涵養しなさいという仕組みを今つくっています。令和5年10月からかなんかにやったと思いますけど、そういう環境に対する取組、進出企業にどのように配慮がしていただけなのか、以上2点お尋ねいたします。

○議長（坂本典光） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） ただいまの時松議員の質疑に対してお答えさせていただきます。

まず企業のほうがどういった企業を求めているのかという点についてなんですが、こちらについては、町としましては、できれば半導体、もしくはその関連企業であればなと思っているところです。なるべくですね、環境負荷の少ない、騒音が出ない、トラックとかがかなり出入りしないような企業さん、なるべく水量も水もなるべく使わない企業さんがいいなと考えているところなので、今後いろいろと当たっていきながらそういうたとえを見つけていければなと思っているところでございます。

それと御質問いただいた環境への配慮についてなんですが、一応緑地帯を設けることにしておりますので、その辺りである程度緑は確保したいなと思っているところです。ただ地下水の浸透具合については土地の土壤の関係がありまして、今予定しているところがなかなか水を吸わない土地というのがわかっておりませんので、その辺りについては今後実施設計を行っていきますので、その中でしっかりと検討してまいりたいと思います。またその上で誘致ができた企業さんについてはですね、どのような配慮をしていただけのかというのも今後御相談していきながら、決めていきたいというふうに思っております。

○議長（坂本典光） 時松議員。

○8番（時松智弘議員） 再度質疑いたします。

今興味深い答弁がありましたけれども、工業団地を予定されている地域については水をなかなか吸わんという話でしたね。こういうことがわからないと先ほど言った話が、あたかもそこに工業団地を造成することによって環境を破壊するという話につながるんですね。ないんですよそんな事実と水吸わないんですよ。だから溜まった雨水については調整池を造って流すしかないんですという結論に至るんですけども、こういう開発行為に対するアセスメントというのは実際にどういうことが起きていて、何が事実なのかというのをちゃんと今のような答弁がでればですよ、今後町は開発行為はいっぱいあるんですよ。駅をつくるとか周辺付帯施設がどうだとか、道路を造りますとか必ずこの問題が出てきます。開発行為、町の利便性を高めていくほどそういう何て

いうかな、間違った発信によって妨害をしてくるんですね。必ずですね、ビラをまいたりとかチラシをまいたりとか反対運動えいえいおーとやって必ず妨害をしてきます。そういうのを未然に防ぐためにはどうしたらいいかって、反対をしている人たちにあんたたちはちょっと不勉強ですねているのも簡単ですけれども、行政側が答えをだすってすごく大事なんですね。ですから、今工業団地に対して御懸念がある人たちに、先手を打ってしっかり安全な企業を呼ぶ。部長の答弁から水は使わないけども半導体の企業を呼びたいというすごい難しい課題をおっしゃられました。それはできれば追求できればそれが一番いいんですけども、そういったことの取組、要は工業団地ができるのは決まりました。次どういうことをやっていってますみたいなことをPRする機会、どこにあるんですかね、お尋ねします。

○議長（坂本典光） 岩下産業振興部長。

○産業振興部長（岩下潤次） ありがとうございます。そうですね、議員おっしゃるようにしっかりと住民の方々に説明をしていく必要があると考えております。PRの機会がどこにあるのかということだったんですが、正直今、町民懇談会とかを今後予定されてますので、そういった場を使う、あるいは広報誌などを使ってしっかりと説明を果たしていきたいと思ってるところになります。

○議長（坂本典光） ほかにございませんか。

中山議員。

○2番（中山直之議員） 議案第48号について質問させていただきます。

屋根がガルバというのはわかったんですけど、屋根の色と外壁の色っていうのは決まっているんでしょうか。決まったときにどうやった議論をされて決めてるんでしょうか。お伺いします。

○議長（坂本典光） 村山教育部長。

○教育部長（村山博徳） 中山議員の御質疑にお答えします。

色はですね、今後また学校と御相談しながらになります。令和3年の室小学校の学校のトイレの際は子どもたちにもお話を聞いて一つ一つ色味を変えていって、とってもカラフルなトイレができるようになります。今回も学校関係者の意見を聞きながら、行政が一方的に色を決めることがないように学校としっかりとお話しながら決めていきたいというふうに思っています。

○議長（坂本典光） 中山議員。

○2番（中山直之議員） はい。すでに素敵な取組をされていると思って安心しました。学校の外壁する際に、塗り替えの際に子どもたちのアンケート取るというのが他の自治体でもされているみたいなので、せっかくなので子ども参画とかですね、教育の自分たちが主体性をもつみたいなものに関係すると思うので、ぜひそういった取組も今後よろしくお願ひします。

○議長（坂本典光） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂本典光） ほかになしと認めます。これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。午後1時から再開いたします。

午前11時57分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（坂本典光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂本典光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず議案第47号、総合体育館空調整備工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第47号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂本典光） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

[全員賛成]

○議長（坂本典光） 全員賛成です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に議案第48号、大津町立室小学校校舎体育館屋根外壁等改修工事（建築）請負契約の締結についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第48号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂本典光） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

[全員賛成]

○議長（坂本典光） 全員賛成です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に議案第49号、土地の取得についての議決事項の一部変更についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第49号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂本典光） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

[賛成多数]

○議長（坂本典光） 賛成多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会において議決されました各案件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、大津町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。

これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和7年第7回大津町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後1時04分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年8月18日

大津町議会議長 坂本典光

大津町議会議員 三宮美香

大津町議会議員 山部良二